

江田島市教育委員会会議録

平成25年2月18日(月)、平成25年第2回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午後	0時05分

2 出席委員

委員長	平上博文
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵

3 出席説明員

教育次長	横手重男
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	宇根英治

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原留美子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長職務代行者報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第6号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第7号 江田島市鷺部教職員住宅及び高田教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について
- (5) 議案第8号 江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について
- (6) 議案第9号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- (7) 議案第10号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について
- (8) 議案第11号 広島大学附属小学校臨海教育場の取得について

- (9) 議案第12号 平成25年度江田島市教育委員会当初予算について
- (10) その他

7 議事の概要

- 平上委員長

ただ今から第2回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。出席委員は3名で定足数に達しています。

- 教育長職務代行者

それでは、日程第1，教育長職務代行者報告を行います。(省略)

- 平上委員長

以上で、教育長職務代行者報告を終わります。

日程第2，本日の会議録署名委員の指名は、会議規則第17条の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、坪木委員にお願いします。

- 平上委員長

議案第10号については、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

公開しないということに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

- 平上委員長

全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題の議案第10号については、公開しないで審議することになります。

- 平上委員長

日程第3，議案第6号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 教育長職務代行者

議案第6号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の提案理由を説明します。

公立学校共済組合との譲渡契約に基づき管理している高田教職員住宅に係る譲渡代金の支払いが、平成25年3月10日で終了し、所有権が当該組合から本市に移転することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務

委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております議案第6号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長職務代行者が説明しましたとおりです。

7ページ住宅譲渡契約書をご覧ください。譲渡人の公立学校共済組合と譲受人の能美町が、譲渡及び管理、運営等について契約を締結したものであります。

第1条で、公立学校共済組合は、記載されている譲渡価格と消費税額をもって、その所有に係る別紙1表示の住宅を公共団体に譲り渡し、公共団体はこれを譲りうけるものとしています。

第2条では、譲渡代金等の支払い期間を20年と定めております。

第3条で、所有権の移転として、公立学校共済組合は前条の譲渡代金等の最終払込日をもって、住宅の所有権を公共団体に移転するものとしております。

10ページが住宅の表示であります。

11ページが支払年次表であり、平成25年3月10日が最終払込日となっております。

13ページからが現在の教職員住宅の登記簿であります。

このように高田教職員住宅が、平成25年3月10日をもって、所有権が江田島市となるにあたり、「江田島市教職員住宅設置及び管理条例」を改正する必要性が生じました。

6ページをお開きください。

改正案にございますように、改正の内容につきましては、これまで市が所有しております三高教職員住宅、大原教職員住宅に加え、新たに高田教職員住宅の6室について別表に加えるものであります。

なお、附則としてこの条例は、平成25年3月10日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問、又はご意見はありませんか。

(全員意見なし)

○ 平上委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に対するご異議はありませんか。

全員異議なしと認め、承認しました。

○ 平上委員長

日程第4、議案第7号「江田島市鷺部教職員住宅及び高田教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 教育長職務代行者

議案第7号「江田島市鷺部教職員住宅及び高田教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」の提案理由を説明します。

公立学校共済組合との譲渡契約に基づき管理している高田教職員住宅に係る譲渡代金の支払いが、平成25年3月10日で終了し、所有権が当該組合から本市に移転することに伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております議案第7号「江田島市鷺部教職員住宅及び高田教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長職務代行者が説明しましたとおりです。

本規則は、公立学校共済組合が所有している2つの教職員住宅の管理に関し必要な事項を定めたものでありますので、議案第6号で説明いたしましたとおり、高田教職員住宅が市の所有となることに伴い、18ページにありますように、高田教職員住宅を削り、江田島市鷺部教職員住宅のみの記載とするものであります。

19ページには新旧対照表を添付しております。

なお、附則としてこの規則は、平成25年3月10日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問、又はご意見はありませんか。

○ 平上委員長

江田島市鷺部教職員住宅はあと、何年度で支払いが終了でしょうか。

○ 学校教育課長

平成28年度末までです。

- 樋上委員
教職員住宅が空いていたら、市が負担していくのですか。
- 教育長職務代行者
はい、そうです。家賃収入はないですが支払いはしていかないとはいけません。
- 平上委員長
それでは、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に対するご異議はありませんか。
- 平上委員長
全員異議なしと認め、可決しました。
- 平上委員長
日程第5、議案第8号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
- 教育長職務代行者
議案第8号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」の提案理由を説明します。
公立学校共済組合との譲渡契約に基づき管理している高田教職員住宅に係る譲渡代金の支払いが、平成25年3月10日で終了し、所有権が当該組合から本市に移転することに伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。
内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。
- 学校教育課長
ただいま、議題となっております議案第8号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明します。
提案理由につきましては、先ほど教育長職務代行者が説明しましたとおりです。
本規則は、市所有の教職員住宅の設置及び管理についての手続き等について定めた規則であります。高田教職員住宅を加えたことにより、附則に1項を加えました。
21ページをご覧ください。改正箇所は附則に1項を加え、高田教職員住宅に関する処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則によってなされたものとされたものとす

るものであります。

なお、附則としてこの規則は、平成25年3月10日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問又は、ご意見はありませんか。

(全員意見なし)

○ 平上委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

○ 平上委員長

全員異議なしと認め、可決しました。

○ 平上委員長

日程第6、議案第9号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 教育長職務代行者

議案第9号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」の提案理由を説明します。

平成26年4月1日から中町小学校と高田小学校を統合して中町小学校とし、高田小学校を廃校することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております議案第9号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長職務代行者が説明しましたとおりです。

これまで、教育委員会会議でも経過説明をさせていただきましたように、高田小学校が平成26年4月1日に中町小学校へ統合することについて、平成24年12月11日に高田小学校PTA会長と江田島市長が覚書を交わしました。覚書については26ページ、27ページをご覧ください。覚書では、市が、児童の交通手段についての確保、経費負担、

安全確保に配慮すること、また、統合までの措置として、学校統合連絡調整会議を設立し、統合前に授業や行事の交流、両校の教育課程、学校行事、PTA活動等の調整、統合に関する積極的な情報発信などを相互に協力し取組むことを確認しました。

28 ページにはこれまでの経緯や今後の取組について、まとめております。条例改正については、2 月定例議会で上程を予定しております。

改正の内容につきましては、24 ページをお開きください。条例内の高田小学校の項を削るものであります。附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、高田小学校の統廃合に関連する条例及び規則について 29 ページにのせております。今後、来年度中に別途提案をさせて頂く予定であります。

以上で説明を終わります。

○ 平上委員長

ただいまの説明に対して、ご質問、又はご意見はありませんか。

(全員意見なし)

○ 平上委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に対するご異議はありませんか。

○ 平上委員長

全員異議なしと認め、承認しました。

○ 平上委員長

日程第 8，議案第 11 号「広島大学附属小学校臨海教育場の取得について」を議題とします。

提出者からの提案理由を求めます。

○ 教育長職務代行者

議案第 11 号「広島大学附属小学校臨海教育場の取得について」の提案理由の説明をします。

広島大学附属小学校臨海教育場を取得することに伴い、市長に申し出する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年江田島市教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 15 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

ただいま議題となっております議案第 11 号「広島大学附属小学校臨海教育場の取得について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長職務代行者が説明しましたとおりです。

34 ページに関係資料を添付しておりますのでご覧ください。

「広島大学附属小学校臨海教育場の取得について」34 ページから 41 ページまでの資料を読み上げる。

- ・施設の概要と周辺地域の特徴
- ・活用計画の概要
- ・事業の推進体制と事業内容について
- ・今後の展望

この臨海教育場を活用することにより、現在実施している、江田島里海学習、夏休み自然環境学習、小学校の野外活動などに活用していきます。

更に、今後多目的な活用として民泊型修学旅行の体験活動や教職員の研修、また、広島大学附属小学校の臨海学校など幅広く、活用実施できるよう検討していきたいと考えております。

今後の展望としては、江田島市は海に囲まれた自然豊かな立地条件を活用した一つの博物館ととらえ「江田島フィールドミュージアム」を構想させ、「自然と人との共生」を目指した人づくり、まちづくりを推進していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又は、ご意見はありませんか。

○ 坪木委員

広島大学附属小学校臨海教育場は広島大学が所有者ですけど、譲り受けるということですか。

○ 生涯学習課長

有償譲渡です。

価格は654万円になります。

この金額で取得して、今後、生涯学習課の所管でありますさとうみ科学館を主体にいろいろな方面で活用していきたい。

○ 樋上委員

実際使用すると木造でもありますし、トイレ等の改築も必要ですか。

○ 生涯学習課長

宿泊施設はありますが、活用する考えはありません。

食堂は活用したい。

トイレは宿泊棟があるが外の方から利用すれば、支障はありません。現状のまま、活用していこうと思っています。

今後、民泊等とかで使用する事になれば、補正で計上していく考えです。

○ 樋上委員

取得は非常にいいことですが、維持管理がどのようなものなのですか。

○ 教育長職務代理者

青少年交流の家へ宿泊して、利用しているが、今後さとうみ科学館長を中心に管理・運営に関して検討していきたい。

○ 平上委員長

拡充発展させていくためには、これから推進体制を強化したり、市長部局と協議し、人的条件・物的条件をクリアしながら3年計画から5年計画の見通しをもちながらいったらどうでしょうか。

○ 平上委員長

それでは、審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 平上委員長

全員異議なしと認め、可決することに決定しました。

○ 平上委員長

日程第9、議案第12号「平成25年度江田島市教育委員会当初予算について」を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 教育長職務代行者

議案第12号「平成25年度江田島市教育委員会当初予算について」の提案理由を説明します。

平成25年度の江田島市教育委員会予算編成について、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により、委

員会の意見を求めるものです。

予算の編成内容につきましては、学校教育課長、生涯学習課長をして説明させます。

(学校教育課長、生涯学習課長が、資料をもとに新規・拡充事業を中心に説明を行う)

○ 平上委員長

ただ今の説明に対して、ご質問またはご意見はありませんか。

○ 平上委員長

文化財保護に係る検討についてはどのように考えていますか。

○ 生涯学習課長

文化財保護委員会に諮りながら、取組をすすめていきたいと考えています。

○ 樋上委員

児童生徒の健全な育成に関して、保育園と学校との連携、特に若い保護者への子育てに対する啓発などの取組の充実が必要ではないでしょうか。

○ 坪木委員

幼児期の子育ての大切さについて保護者に伝える場が必要であると感じます。

小学校の入学説明会において、学校から小学校のルールや家庭でのしつけなどについて説明をしているが、さらに家庭教育の重要性について強く伝えていく必要があると思います。

○ 平上委員長

個々の児童の課題などについては保育園と小学校間で連携はすすめていますが、さらに組織的な連携などの充実を図ることが大切であると思います。

○ 平上委員長 他にご意見はありませんか。

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全員異議なしと認め、承認することに決定しました。

「その他」

次の報告，依頼等を行いました。

- ・平成24年度市内小・中学校卒業式の分担について・・・学校教育課
- ・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について（1月末まで）・・・学校教育課
- ・五省塾について・・・学校教育課
- ・「子どもの遊びを応援しよう」研修会・・・学校教育課
- ・かきカキマラソン大会・・・生涯学習課

以上で平成25年江田島市教育委員会第2回定例会を閉会します。

次の教育委員会会議は3月18日（月）に開催します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員